

デジタル専用店舗「ソラ支店」取引規定

お客さまが、岩手銀行（以下、「当行」といいます。）ソラ支店（以下、「当店」といいます。）との取引を行う場合は、下記条項のほか、別途当行が定める各取引規定が適用されることに同意したものととして取扱います。

1（取引の開始）

- （1） 本店と取引を行うことができるお客さまは、日本国籍および日本国内の本店対象地域（岩手県・宮城県・青森県・秋田県）に居住または勤務先（通学先を含みます）を有している満 15 歳以上の個人のお客さま（成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者を除く）に限らせていただきます。
- （2） 本店の口座を事業性資金の管理目的でご利用いただくことはできません。また、屋号や団体名等を付けた名義についてもご利用いただくことはできません。
- （3） 本店での各種商品・サービスの利用にあたっては、各取引にかかる規定（以下「関連規定」といいます）にて利用資格を定めている場合があります。この場合、前 2 項のほか、関連規定に定める利用資格を満たす必要があります。
- （4） 本店との取引は、お客さまが本規定を承認し、当行所定の手続きにより申込み、当行がこれを受付し、承認した場合に開始されるものとします。
- （5） 取引の開始にあたっては、普通預金口座を開設のうえ、普通預金のキャッシュカードの発行をいたします。
- （6） 普通預金口座の開設は、お客さまお一人につき一口座とし、すでに当行に総合口座または普通預金口座をお持ちの方は、本店に開設することはできません。
- （7） 本条第 4 項以外の取引は、当行所定の方法による申込みにより取引を開始するものとします。
- （8） 本店以外の当行本支店から、取引店の変更をすることにより本店と取引を開始することはできません。

2（印鑑の届出）

本店の口座は印鑑レス口座となり、開設にあたっては印鑑の届出は不要です。別に定める「印鑑レス口座取引規定（個人のお客さま）」が適用となります。

3（通帳の発行）

本店の口座はスマート通帳口座となり、通帳を発行いたしません。別に定める「無通帳口座『スマート通帳口座』に関する特約」が適用となります。

4（取引時確認）

- （1） お客さまとの取引開始に際しては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令（以下、「犯罪収益移転防止法等」といいます。）に基づき、当行が別途定める取引時確認手続きを行います。当行への届出内容に疑義があると判断した場合は、口座開設の申込みは失効するものといたします。
- （2） 口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要となった場合、その他当行が必要と判断した場合は、再度当行所定の本人確認資料を求めることがあります。当行が定める期日までに当該資料の提出がない場合（当行所定の期日までに当行に連絡がない場合、届出の住所へ発送した提出を求める資料が不着のため当行へ返送された場合、届出の電話番号等への連絡が取れない場合等を含みます）、当行はお客さまへ通知することなく、お客さまとの取引の全部を停止、または口座を解約することができます。

(3) 前2項に基づき口座開設の申込みが失効し、または当行が口座を解約したことによってお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。

5 (当店との取引方法)

(1) お客さまは次の方法で当店と取引を行うことができます。なお、原則として、当店を含む当行本支店の窓口での取引はできません。

- ① いわぎんインターネットバンキングサービスによる取引
- ② いわぎんアプリによる取引
- ③ 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預払機（現金自動預金機・現金自動支払機を含む。）による取引
- ④ その他当行が定めた方法による取引

(2) 各取引方法において、当店で取扱う商品・サービス等は当行所定のものとし、当店以外の当行本支店で取扱う商品・サービス等と異なる場合があります。また、各取引にあたっての本人確認は、当行所定の手続きによります。

(3) 当店で取扱う商品・サービス等の各取引方法は関連規定に定めるものとし、関連規定に従って取扱うものとしたします。ただし、各関連規定における印鑑取引であることを前提とする条項は適用されないものとしたします。

6 (諸手数料)

(1) 残高証明書発行手数料、その他の諸手数料については、当店の普通預金口座から払戻請求書等の提出なしに引き落とすものとしたします。

(2) 当行が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当行所定のホームページに掲載することにより告知します。

7 (商品・サービス等の変更)

(1) 当行は、当店で取扱う商品・サービス等を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更することができるものとしたします。

(2) 前項については、原則として、当行所定のホームページに掲載することにより告知します。

(3) 当行の任意の変更によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

8 (取引店の変更)

印鑑の届出が必要な取引を希望する場合に限り、当店以外の当行本支店に取引店を変更することができますが、預金口座番号は変更となります。当店にお申し出のうえ、当行所定の手続きを行ってください。

9 (通知および告知方法等)

(1) 当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行所定のホームページへの掲示、届出の住所・氏名宛てへの郵送、届出のメールアドレスへのメール送信、届出の携帯電話番号へのショートメッセージの送信、アプリへのプッシュ通知またはその他の方法のいずれかにより行います。

(2) 当行が届出の住所・氏名、メールアドレス等に各種通知および告知を行った場合は、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 届出の住所・氏名宛てに郵送した通知または送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または送付書類の郵送を中止し、全部または一部の取引を制限することができるものとしたします。それによって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

(4) 当行はお取引の確認のために、不定期に、届出の住所・勤務先等宛てに電話連絡を行うことがで

きるものいたします。電話連絡が不能となった場合および取引の確認等に協力を得られない場合は、当行は、全部または一部の取引を制限することができるものいたします。それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

10（解約）

お客さまについて次の各項の事由が一つでも生じた場合、当行は当店との全ての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店との全ての取引を解約できるものいたします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものいたします。この停止または解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- (1) 本規定その他当行が定める各規程に違反したとき
- (2) 取引に関する諸手数料の支払いがなかったとき
- (3) お客さまの責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき
- (4) お客さまについて相続の開始があったとき
- (5) 支払いの停止、破産または民事再生手続き開始の申立てがあったとき
- (6) お申込時に虚偽の申告をしたとき
- (7) 預金口座等の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座等の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- (8) この預金口座等が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (9) 口座開設後、初回入金等が1年間なかった場合
- (10) 前各項のほか、解約を必要とする相当な事由が生じたとき

11（規定の準用）

- (1) 当店との取引において、本規定に定めのない事項については、いわぎんインターネット・モバイルバンキングサービス規定、いわぎんOTPサービス規定、いわぎんアプリ利用規約、いわぎんICキャッシュカード規定、預金共通規定、普通預金規定など当行が定めるすべての規定のほか、当行が一般的に行う手続きの方法・取引慣例等により取扱うものいたします。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

12（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものいたします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前2項による変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものいたします。

13（準拠法および管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法といたします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、盛岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上
(2025. 3. 25)